

本庄税務署からスマホ申告説明会の開催についてのお知らせ

本庄税務署ではスマートフォンを利用した申告説明会を次のとおり開催いたします。

【日時】 令和6年1月26日(金) ①午前9時30分～11時30分 ②午後1時30分～3時30分 【場所】 防災倉庫 会議室 【対象者】 ①マイナンバーカードをお持ちのかた ②収入は給与収入と公的年金のかた ③所得から差し引かれるものが次のイ～ハのみのかた イ 医療費控除 ロ ふるさと納税などの寄附金控除 ハ 年末調整で適用可能な控除で年末調整に間に合わなかったもの	【持ち物】 ①スマートフォン ②マイナンバーカード（暗証番号を含む） ③給与および公的年金の源泉徴収票 ④該当者のみ（次の控除を受ける場合） イ 医療費控除 ・医療費通知（医療費のお知らせ） ・医療費を受けたかた、受けた病院ごとに集計したメモ（医療費通知を利用する場合にはその診療分を除いたもの） ロ ふるさと納税など寄附金の証明書（領収書） ハ 年末調整に間に合わなかった控除各種証明書など支払いの事実の分かる書類 ニ 国民健康保険料などの支払いの事実の分かる書類（源泉徴収票に記載のないもの）
---	---

※事前に行っていただきたいこと

- ・マイナポータルアプリのダウンロードおよび初期設定
- ・アンドロイド系のスマートフォンを利用しているかたはマイナンバーカードの読み取り方法の確認

問合せ＝本庄税務署 個人課税部門 ☎22-2114

令和5年分所得税確定申告 税理士による無料税務相談をご利用ください

各税理士事務所において、原則対面式による申告相談および申告書の作成を無料で行います。事前に電話連絡のうえご利用ください。

■対象者 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をするかた、または年金受給者で確定申告が必要なかた

■無料税務相談の日程 2月1日(木)～15日(木)（日曜・振替休日を除く） 午前9時30分～午後4時

日程	税理士名	電話	事務所所在地	日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(木)	菅野 幸夫	☎24-3602	本庄市若泉	2月8日(水)	黒澤 祥一	☎33-1414	上里町七本木
	小池 裕太	☎22-3074	本庄市本庄		松本 悦子	☎24-1965	本庄市若泉
	柴崎 厚	☎22-0606	本庄市栄		山下 政信	☎72-1317	児玉町吉田林
2月2日(金)	池田 敦司	☎71-7901	本庄市西富田	2月9日(木)	小暮 眞一郎	☎33-2141	上里町勅使河原
	田中 圭二	☎22-3733	本庄市栗崎		多賀 谷実	☎21-7871	本庄市見福
	持田 修	☎71-5127	本庄市本庄		宮田 昌代	☎33-2764	上里町七本木
2月3日(土)	小川 輝	☎21-0888	本庄市牧西	2月10日(金)	松本 和弘	☎33-0315	上里町三町
	塚本 雅俊	☎71-4910	上里町七本木		松本 純一	☎33-0315	上里町三町
	根岸 精一	☎21-2235	本庄市五十子		三澤 力男	☎25-7988	本庄市朝日町
2月5日(月)	入 敏明	☎71-7792	本庄市千代田	2月13日(月)	藤井 桂一	☎21-3625	本庄市見福
	岩堀 薫	☎21-1678	本庄市朝日町		真々田 豊	☎71-4529	本庄市東台
	田村 幸一	☎71-7808	本庄市下野堂		2月14日(火)	青木 貴子	☎22-3491
打越 祐次	☎21-2800	本庄市朝日町	須永 秀和	☎22-4867		本庄市前原	
松木 正則	☎34-0307	上里町七本木	2月15日(水)	木村 睦子		☎23-1120	本庄市けや木
三沢 俊之	☎21-2800	本庄市朝日町		田村 修	☎24-5533	本庄市本庄	
2月7日(水)	鴨田 宏生	☎37-4155		本庄市早稲田の杜			
	塚本 富雄	☎76-0684	美里町下児玉				
	目時 悟	☎33-8859	上里町金久保				

問合せ＝関東信越税理士会本庄支部 ☎35-1128

確定申告、町・県民税（住民税）申告の準備をお願いします

2月16日(金)から3月15日(金)まで（土日・祝日は除く）、

所得税の確定申告および町・県民税（住民税）申告の相談を行います。

相談会場・日時

■会場：防災倉庫 会議室
（役場庁舎北側）

■相談時間：午前9時～正午
午後1時15分～4時

会場内の混雑緩和のため、時間枠を指定した整理券の配布を行います。整理券は午前8時45分から配布します。

■申告相談日程

2月の申告相談日と対象行政区

16日(金)	甘粕
19日(月)	古郡
20日(火)	木部・中里
21日(水)	広木
22日(木)	駒衣
26日(月)	下児玉
27日(火)	北十条・南十条
28日(水)	沼上
29日(木)	上記相談日に都合の悪いかた

3月の申告相談日と対象行政区

1日(金)	北阿那志
4日(月)	関
5日(火)	根木・関
6日(水)	小茂田
7日(木)	南阿那志・小茂田
8日(金)	湯析・野中
11日(月)	大仏
12日(火)	白石・円良田
13日(水)	小栗・湯本
14日(木)	猪俣
15日(金)	上記相談日に都合の悪いかた

【基本的な感染防止対策のお願い】

- ◎発熱などの症状が出ているかたは、ご来場をお控えください。
- ◎必要に応じマスクの着用や咳エチケットの実施をお願いします。

※指定日に都合の悪いかたは、指定日以外でも申告を受け付けます。

会場では、職員が対面で相談を受け、申告書を作成します。

待ち時間短縮のため、あらかじめ以下の書類の準備をお願いします。

マイナンバーが確認できるもの

- ・マイナンバーカードまたは通知カード

所得のわかる書類（例）

- ・給与と所得の源泉徴収票（2か所以上に勤務されているかたはすべての源泉徴収票）
- ・公的年金等の源泉徴収票（1月下旬頃までに年金の支払者から送付されます）
- ・個人年金の支払証明書
- ・シルバー人材センターの配分金支払証明書
- ・生命保険の満期保険金支払明細書

収支内訳書

- ・事業所得（営業、農業）、不動産所得のあるかたは「収支内訳書」の作成が必要

医療保険者から送付される「医療費のお知らせ」または「医療費控除の明細書」

- ・医療費のお知らせに載っていない医療費は、医療費控除明細書の作成が必要
- ※医療費控除の明細書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

控除の証明となる書類

- ・寄附金（ふるさと納税、義援金など）の受領証明書
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・社会保険料（国民年金保険料など）の控除証明書
- ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を現金や口座振替で納付したかたに、「保険料（税）の納付済額のお知らせ」（ハガキ）を1月下旬に発送します。

公的年金等の受給者のかたへ

- ◆公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下のかたは、所得税の確定申告は不要ですが、町・県民税（住民税）の申告は必要です。
- ◆公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除の他に追加する控除のあるかたは、確定申告または町・県民税（住民税）申告により、所得税が還付されたり、来年度の町・県民税（住民税）が減額される場合があります。

問合せ＝税務課 住民税係 ☎76-5131